

# 【原案】

## 資料 4

29 西都都第 一号  
平成 29 年一月一日

西武鉄道株式会社  
取締役社長 若林 久 殿

株式会社西武プロパティーズ  
取締役社長 上野 彰久 殿

西東京市長 丸山 浩一

### 土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 15 日付けで貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会の意見を踏まえ、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)	
届 出 日	平成 29 年 2 月 15 日
事 業 者	埼玉県所沢市くすのき台一丁目 11 番地の 1 西武鉄道株式会社 取締役社長 若林 久 埼玉県所沢市くすのき台一丁目 11 番地の 2 株式会社西武プロパティーズ 取締役社長 上野 彰久
開発事業の目的	共同住宅の建設
開発区域の所在地	西東京市東町三丁目 266 番 1 他
開発区域の面積	5,242.77 m <sup>2</sup>
(指導及び助言の内容)	
1 西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し実施計画においては、良好な自然環境や居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。	
2 近隣住民から提出された意見書及びその意見書に賛同する近隣住民が多数いることに対して、事業主として重く受け止め、再度説明会を開催する等近隣住民の理解を得るよう努められたい。	
3 今後、行う新築工事に際して、振動・騒音を抑制する対策を講じられたい。	
4 歩道状空地の整備については、歩行者の安全対策等に配慮するよう努めるとともに、将来組織されることになる管理組合に対して、市民等の通行及び維持管理についてご配慮願いたい。	
5 接道部の緑化については、緑を感じるよう配慮されたい。	
6 開発事業を実施するにあたり事業に伴って生じる公害（西東京市環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する公害をいう。）を防止するための措置を講じられたい。	
7 建設工事の車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように対策を講じられたい。	
8 今後、計画を実施するにあたり近隣住民に対し工事等の説明会を開催し丁寧な対応を図られたい。	